

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.267

令和6年10月10日

**SNSで知りあった人に勧められ副業を始めた。高額報酬を得るため必要と言われ、次々とお金を振り込んでしまった...**

## 相談内容

【相談者 20代 女性】

SNSで知り合った人から「指定された動画を見ることで報酬が得られる」と副業の話を持ちかけられた。実際に動画を一つ選んで視聴した後、証拠の画面を撮り送信したところ、電子マネーで200円の報酬が得られた。その後、更に高い報酬を得るために必要と言われて別のSNSに移動し、相手に言われるがまま指定された銀行口座に次々とお金を振り込んでしまった(約150万円)。免許証や銀行口座等の情報も伝えており不安。今後の対処法は？

## 対処方法

今回の相談のように、「スクリーンショットを撮るだけ」「いいねを押すだけ」「スタンプを送るだけ」等の簡単な作業で稼げるという副業に応募したところ、高額報酬を得るにはまずお金を振り込むよう指示されて振り込み、その後も様々な理由で振り込んでしまい、結局、高額報酬を得られなかったという相談が寄せられています。

相談者には、詐欺の可能性が高いので、すぐに警察に相談するよう助言し、個人情報については信用情報機関に本人申告制度があることを説明しました。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのでのみにしないようにしましょう。

最初に少額の報酬が得られることがありますが、その後に高額報酬のためと称してお金の振込みを要求されるケースが目立ちます。

お金を稼ぐはずなのに振込みを求められても、言われたとおりに振り込まず、消費生活センターに相談してください。

安易に個人情報を開示することは避けてください。

不審に思ったり、万が一トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)